

会 議 録

会議の名称	指定管理者選定委員会（第53回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	令和6年9月13日（金）午前10時01分～午前11時47分	
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階801会議室	
出席者		出席委員 5人 委員長 佐藤直人 委員 副委員長 本多龍雄 委員 委員 植田 哲 委員 宮岡秀峰 委員 矢板 ゆき江 委員
	担当課	生涯学習部長 梅原啓太郎 生涯学習課長 三浦 真 生涯学習課スポーツ振興係長 越 元 宏
	事務局	企画政策課長 富田 絵 実 企画政策課企画政策係長 中 島 広 樹 企画政策課企画政策係主任 兼 堀 義 信 公共施設マネジメント推進担当課長 田 中 克 知 企画政策課企画政策係主査 郷 古 陸
傍聴の可否	可 一部不可 <u>不可</u>	
会議次第	1 開会 2 小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の候補者の選定について（第1次審査） 3 その他 4 閉会	
会議結果	別紙会議録のとおり	

第53回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 令和6年9月13日（金）午前10時01分

場 所 小金井市役所第二庁舎8階801会議室

出席委員 5人

委員長 佐藤直人 委員

副委員長 本多龍雄 委員

植田 哲 委員

宮岡秀峰 委員

矢板ゆき江 委員

担当課職員

生涯学習部長 梅原啓太郎

生涯学習課長 三浦 真

生涯学習課スポーツ振興係長 越 元 宏

事務局職員

企画政策課長 富田 絵 実

企画政策課企画政策係長 中 島 広 樹

企画政策課企画政策係主任 兼 堀 義 信

公共施設マネジメント推進担当課長 田 中 克 知

企画政策課企画政策係主査 郷 古 陸

（午後10時01分開会）

◎委員長 それでは、ただいまから第53回小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。

今日は、■■■■委員が少し遅れるということでございます。定足数につきましては、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第11条第2項によりまして、半数以上で成立するというところでございまして、本日は現状でも5人中4人出席でございますので、会議は成立しているものということで御報告申し上げます。

本日は、次第にありますとおり、1件の審査を行う予定でございます。本日の進め方については、事務局より説明をお願いいたします。

◎富田企画政策課長 それでは、本日の進行等について御説明させていただきます。

第52回の委員会において公募内容を御審査いただいた「小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の候補者の選定について」の書面による1次審査を行っていた

きます。

まず初めに、資料を確認いたします。事前に委員の皆様へ送付し、本日御持参いただいている資料といたしまして、「次第」、「審査資料一式」が2者分、「選定基準及び評点票」が2者分、それから、審査の参考資料としまして「基準対照表」がございます。

資料の不足などございましたらお知らせください。

それでは、本日は「小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の候補者の選定について」の諮問を受け、書類審査による1次審査を行います。

まず、審査に先立ちまして、担当課の説明により、応募書類の不備、欠格条項の該当及び明らかな虚偽の記載についてないことを御確認いただきます。ここで失格となった者を除き、第1次審査を行うこととなります。

その後、評点項目のうち5つの区分ごとに、候補者の2者一括で質疑等を行っていただきたいと思っております。質疑が終わりましたら、各委員それぞれで再度評定を行い、その集約結果をもって通過基準を上回るかどうかを判断することとなります。

なお、選定に当たっては、候補者に2者が第2次審査に進む場合は特に問題ございませんが、もし通過基準を下回る場合や審査上の問題がある場合には、選定から漏れた理由を明確にする必要がありますので、不選定の理由について御協議をお願いいたします。

また、1者も第1次審査を通過しなかった場合には、後日再公募をする運びとなります。

◎**委員長** 事務局から説明がありました。何か御質問等ございませうか。よろしいですか。

それでは、事務局から説明のあった流れでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、そのように決定いたします。

それでは、次第2、「小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の候補者の選定について」を議題といたします。本日は、教育委員会から諮問書が提出されておりますので、諮問をお願いいたします。

◎**富田企画政策課長** 本日、教育委員会から審議に当たりまして、委員長へ諮問書が提出されております。

◎**梅原生涯学習部長** 本来でしたら教育長からお渡しさせていただくところですが、本日は私のほうで諮問書を代読させていただきます。よろしくをお願いいたします。

小教生発第295号

令和6年9月13日

小金井市指定管理者選定委員会

委員長 佐藤 直人 様

小金井市教育委員会

教育長 大熊 雅士

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり、下記の事項を諮問します。

記

1 令和6年度諮問第3号

小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の候補者の選定について

【添付資料】

応募した2者の申請書類一式

よろしく願いいたします。

◎委員長 ただいま1件諮問をお受けいたしました。

それでは、審査の前に、応募書類の不備、欠格事項の該当及び明らかな虚偽の記載についてないことを確認するため、この間の経過につきまして、担当から説明をお願いいたします。

◎三浦生涯学習課長 それでは、前回の指定管理者選定委員会における御意見に対する対応状況について、簡単に御説明をいたします。

まず、選定基準と企画提案書の対照表を作成いただきたいとの御意見でございましたが、こちらにつきましては、配付させていただいております対照表のとおりでございます。

次に、応募を増やすよう努めていただきたいとの御意見に対しましては、市ホームページ等に掲載いたしまして、できる限りの周知を図ったところでございます。

それでは、前回、募集要項を審査いただいた以降の経過につきまして、御説明を申し上げます。

7月12日に御審査いただきました応募要項によりまして、8月1日から8月30日までの間、市ホームページからのダウンロードという形で応募要項の配布を行いました。併せて、8月7日に現地説明会を開催し、現地説明会には5団体が参加したところでございます。

説明会終了後から8月20日までの期間で質問書の受付を行いました。提出された質問につきましては23件で、回答は市ホームページに8月26日から掲載をいたしました。掲載された質問及び回答については、資料のとおりでございます。

応募期間につきましては、8月19日から8月30日までの10日間を受付期間とし、2者からの応募を受け付けたところでございます。

募集経過につきましては、以上のとおりでございます。

引き続きまして、申請書類等につきまして、順に説明させていただきます。応募書類は、(1)指定管理者指定申請書、共同事業体の場合は共同事業体協定書兼委任状、(2)指定管理者の指定申請に関する誓約書、(3)重大な事故又は不祥事に関する報告書、(4)登記事項証明書、(5)納税証明書等を提出することと定めており、提出された内容につきましては、担当課において確認したところ、不備・不足がなかったことを御報告申し上げます。

なお、お手元のファイルにもございますが、事業者Bにおいて、(3)の「重大な事故又は不祥事に関する報告書」につきましては、代表団体より記載のとおり報告をいただいております

が、資格要件を欠くものではございません。

その他の項目につきましては、特段問題はございませんでした。

次に、お手元のファイルを御覧ください。(6)申請者の概要が分かる書類、①経歴及び実績、②代表者の履歴書、役員構成及び従業員数、③事業概要（会社パンフレット等でも可）、④指定管理者業務実績、(7)定款、寄附行為、規約又はこれに相当するもの、(8)指定管理者指定申請書を提出する日の属する年度の団体の事業計画書及び前年度の事業報告書、(9)決算報告書、(10)総合体育館等の運營業務に従事させる者の体制図、職種、資格、人数、職務内容及び別紙「従事者配置一覧」による配置図、(11)指定管理者事業計画（提案書）、①総合体育館等を運営する上での基本的な考え方とその方法を提案内容により示したもの、②総合体育館等の管理運營業務に関する年度別収支予算書（5年間分）を提出することと定めており、提出された内容につきましては、担当課において精査した結果、不備・不足がなかったことも併せて御報告を申し上げます。

なお、事業者Bにおきまして、ファイルのつづり上、(8)事業計画書及び事業報告書の構成団体（維持管理担当）につきましては、事業計画書のみをつづってございますが、前年度の事業報告については、次の(9)決算報告書を御覧いただきたいと存じます。

次に、担当課から提出させていただきました資料について御説明を申し上げます。

(1)小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター指定管理者応募団体の提出書類一覧、(2)小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター指定管理者選定基準、(3)小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター指定管理者選定に係る基準対照表です。(2)につきましては、表題が「小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター指定管理者選定基準」としてございますが、こちらが評点票となります。全部で3点でございます。

なお、(3)小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター指定管理者選定に係る基準対照表につきましては、参考として御覧をいただければと存じます。

担当課からの説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御答申賜りますようお願いを申し上げます。

◎委員長 ただいま担当課から説明をいただきました。報告のとおり、応募書類について不備はありませんでした。また、欠格条項に該当する事項もなく、明らかな虚偽記載もないということでございます。

この点について何か御質問ございますか。よろしいですか。

以上のことから、応募書類の不備等がないことは確認できたということで、第1次審査に進みたいと思います。

なお、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第2項に欠格役員に関する規定がありますが、第2次審査において、委員長である私のほうから口頭で確認したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◎委員長 では、そのように決定いたします。

それでは、早速、第1次審査の質疑に入りたいと思います。第1次審査の質疑については、区分が1から5までありますので、区分ごとに行っていきたいと思います。

まず、審査基準及び評点票でございます。区分1「適正な管理運営の確保」についてですが、何か御質疑ございますか。

■委員、お願いします。

◎委員 ここでA者とB者を比較して良かったところを発言していいのか、資料についての質問なのか伺いたいです。

◎富田企画政策課長 どちらかという、資料の記載事項と評点との関係に関する御質問をいただくとお思います。応募者同士の比較をしていただく目的ではありません。

◎委員 私としては、ここでA者とB者を比較して、A者では、数値目標が明記されていたので、その辺は評価したいとかいう意見があったので、この場で発言してよかったのか伺いました。

◎富田企画政策課長 それぞれの委員の皆様ごとの知見に基づいて御評価をいただく部分でございますので、御感想や御意見をお止めするところではないのですが、それぞれ皆様で異なる御意見をお持ちいただいて構いませんので、質疑ですり合わせしていただく目的ではありません。

そのため、御意見として受け止めたいと思います。

◎委員 分かりました。

◎委員長 他によろしいですか。

私のほうから1つ質問ですが、区分1の「適正な管理運営の確保」の中の1のところ、施設の設置目的に合った理念・運営方針を持っているかということですが、この体育施設の設置目的は、健康で文化的な生活の向上ということですね。そこを確認したかったのですが、両方とも直接そこにあまり言及しておりません。

施設の設置目的は、健康で文化的な生活の向上です。それに合った理念・運営方針を持っているということによろしいですか。

◎三浦生涯学習課長 施設の設置目的につきましては、各施設の設置条例を持ってございまして、その中の目的というところを引用してございます。指定管理者のほうもその趣旨を踏まえて御記載いただいているものと認識してございます。

◎委員長 それを踏まえた上で提案しているということですね。

◎三浦生涯学習課長 はい。

◎委員長 ほかに区分1のところはよろしいですか。評定に当たっての御質問ということですが。最後にまとめてやりますけれども。特に今なければ、次に進みますけれどもよろしいですか。区分2に進みたいと思います。

次に、区分2ですが、「事業者の現状と実績」についてというところでございます。何か御

質疑ございましょうか。

■■■■委員お願いいたします。

◎委員 決算書類を御送付いただいて、眺めてみると、A者とB者で全然違う感じでした。A者はかなり大規模なところで、B者は多分小規模なところかなと。B者のところは小さいながら、また、過去の累損がありながら、細々とやってきたかなという感じです。

A者は、経年でこの決算書を眺めると、過去利益が出ていて、株主資本もプラスだったのが、株主資本が大幅なマイナスになって、資産よりも負債のほうが大きくて、繰越剰余金が■■■■円というマイナスになって、何らかの大きな会計処理というか、何かしたのかどうかというところがちょっとよく分かりませんでした。

これだけ見ても分からないので、こういう場合、招集通知とかで事業の報告みたいな内容がないと、良いとも悪いとも評価しづらいというか、ダイナミックに変わっているの、何かと思ひまして。何か情報ありますでしょうか。

◎三浦生涯学習課長 大変申し訳ありません。その辺の資金フローのところは、詳しい情報は今手元には持ち合わせてございません。

◎委員 できれば、株式会社だと思うので、普通にこの計算書類等の名前からすると会社法の会社ですので、株主だけだと思うのですけれども、招集通知を3期分もし頂けるのであれば、それを見たいという感じがします。

取引先や親会社を見ると、大規模な会社なので、一見すると、過去のものを見ると良さそうなのですけれども、直近の計算書類は、資本金は小さくして、剰余金が大きなマイナスとなっていて、ちょっと分からないのですけれども、再編とかして繰越欠損金とかを引き継いで、有効活用するために何かそういうことをやったのかどうか。

直近の貸借対照表だけ見ると、悪い会社になってしまうので、何とも判断しがたい感じがします。

◎委員長 これについては、A者については、2社入っていますが、両方とも大きい企業グループの会社かと思ひます。メインの運営を担当する会社については、スポーツクラブをやっていたので、新型コロナウイルス感染症で恐らくスポーツセンターの運営がうまくいなくて、スポーツセンターを閉めたりして減損処理を行っていたりして、それで赤字が出ているのだろうと思うのですが。

◎委員 損益計算書を見ると特別損失で■■■■円ぐらいですよ。例えば、■■■■年■■月期ですと特別損失は■■■■円出していて、減損が■■■■円で、新型コロナウイルスが■■■■円。BSを見ると、株主資本が■■■■円マイナス。繰越欠損金が■■■■円なのですよ。株主資本の中でほとんどを占めるのが、資本金とか資本剰余金はあまりなくて、利益剰余金が■■■■円のマイナスですね。

特別損失のこの新型コロナウイルス感染症の関係とか、減損は■■■■円ぐらいなので、説明としては全然足りなくて、残りの■■■■円とか、何かあったのですかね。

株主資本変動計算書を見ると、遡及処理で■■■■円マイナスが出ているから、遡及で何か大きなマイナスを入れていますよね。だから、その■■■■円と当期損失が■■■■円だから、それで■■■■円。多分、大きな過年度の処理を、誤りがあってそれを直したということですね。減損というよりはむしろ遡及修正している。

◎委員長 ■■■■年で■■■■円、■■■■年でも■■■■円残っていますね。

◎委員 そうですね。会計上の見積りの変更で、資産除去債務とかを直したりはしていますが。結構、過去の修正があったみたいですね。

ただ、単年度の損益計算書は■■■■期、■■■■期と利益を出していますね。

ちなみに、このグループインした年というのは何年か分かるのでしょうか。

◎三浦生涯学習課長 分からないです。

◎委員 そのときに多分大きな処理をしたのではないかと予想します。監査法人が替わったりとかするとき、見解の相違とかで修正することもあります。あとは、グループ会社の会計方針と合わないところを、会計方針をそろえて過去の書類を直すというようなことがある。グループの会計方針でやると会計処理が変わってくるので、それで変わったりとかそういうところなのですかね。

◎委員長 あとは、直接面接のときに聞くしかないですね。

◎富田企画政策課長 一応、今回の資料で募集要項上の必要書類自体は備えられておりますので、追加の書類の提出を求めることはできますが、それが提出されないからといって失格にはなりません。

もしこれで1次審査を、他区分で御確認いただいた上で通過させてもよいということであれば、次回の審査の際に、財務状況の説明できる説明員の出席を求め、次回詳しくお聞きいただくことは可能でございます。

◎委員 分かりました。それでいいと思います。

◎富田企画政策課長 ありがとうございます。

◎委員長 そのほかいかがでございましょうか。■■■■委員どうぞ。

◎委員 類似事業の企画実施の経験についてですけれども、指定管理者の経験はちゃんと書いてあって、豊富だというのはお見受けしたのですが。両者ともですね。ただ、実績で、この団体が入ったから、入る前と後でどんな違いがあったのかとか、例えば、利用率がすごく上がりましたとか、収支がよくなりましたとか、何かそういうものの提出みたいなものというのはないのかと思ったのですが。求めているないので、ないということですよ。

◎富田企画政策課長 本市の施設において継続している事業者であれば、その事業者と以前の事業者に変更があった場合は、そちらの利用率などの比較は可能かとは思いますが、別の自治体の施設についての運用状況などの成果までは求めているので、御提出させていただくことは難しいかと思えます。

◎委員 そういうのは自治体で公表していない自治体があるとかそういうことになるのでしょ

うか。

◎**富田企画政策課長** 事務報告のレベルであれば利用率などを公表している場合もあると思いますが、詳細な状況までを報告しているかというのは、自治体の判断によるところがあると思いますので、どこまでが求められてどこまで出せるかという、ばらつきがあるかもしれません。

◎**委員** 分かりました。

現在の受託者が入る前と、入った後でどれぐらい利用率が上がったのか、その辺の変化があれば、ここに継続してやってもらいたいと思うのか、ここで変えたいと思うのかという判断材料になるのかと思いました。その辺りの情報はありますでしょうか。

◎**三浦生涯学習課長** 現在の受託者につきまして、この指定管理制度が始まってから同じ会社にやっていただいております。

利用率という、分母をどれにするかという議論になってしまうのですが、開館日数でいきますと、令和5年度実績で348日、総合体育館も栗山公園健康運動センターも開けていただいておりますので、非常に開館日数で見れば少なくない日数をやっていただいているのではないかと考えてございます。

これを遡りまして、例えば、コロナ禍の時期、令和2年度ですと204日、令和3年度だと300日ちょっとという時期もあったのですがけれども、頑張っていただいて、大分回復傾向にはなってきていると考えてございます。

◎**委員** 利用率という言い方が少しよくなかったのかもしれないですが、単純に言うと利用者数なのかと思います。これの推移というのはどこかに出ているのでしょうか。

◎**三浦生涯学習課長** 手元には何年間分かまとめた資料でございますけれども、各年度追うということでは、事務報告書という文書の中に、総合体育館の、例えば、大体育室、小体育室何人というのは掲載してございます。

◎**委員** すいません。どこかに載っているのですね。

◎**越スポーツ振興係長** 委員の方に資料は出していませんが、今回の指定管理者募集要項に、添付の部分で「利用者統計表過去5年」という表をつけておりますので、その中で各数字は記載しております。市のホームページで、指定管理者募集要項と、それから仕様書、関係する書類を全てホームページに載せて、その中ではデータとしては抽出できるようにしております。

◎**委員** ホームページを見ると分かるということですかね。

◎**越スポーツ振興係長** 募集要項の15ページのところの、10番の添付資料で、1から11までの表をホームページ上に載せていました。そこで、3番、利用状況過去5年ということで、過去5年間分のデータをホームページ上では掲載しておりました。

◎**委員** なるほど、それを見ると利用者数の推移が分かる。

◎**越スポーツ振興係長** はい。

◎三浦生涯学習課長 概要を申し上げますと、令和元年度から5年度の状況を記載してございます。令和元年度は25万4,000人程度が使っていたところですが、令和2年度、令和3年度と新型コロナウイルスで落ち込みまして、回復基調に乗って、令和5年度で大体元年度の数字と近い数字になってきているという状況でございます。

◎委員長 具体的な数字はいかがでしょうか。

◎三浦生涯学習課長 体育館で申し上げますと、令和元年度の総利用者数が約25万4,000人でした。令和2年度ですと約8万8,000人、令和3年度ですと約18万5,000人、令和4年度で約19万人、令和5年度で22万2,000人という状況でございます。こちらが体育館でございます。

栗山公園運動健康センターのほうを申し上げますと、令和元年度が約11万2,000人、令和2年度で約6万4,000人、令和3年度で約3万1,000人、令和4年度で約8万2,000人、5年度で約9万3,000人。こちらはまだ回復まで行かないという状況でございます。

◎委員長 特に工事等で閉館になってしまったという期間はないですか。

◎三浦生涯学習課長 令和2年度、令和3年度については、新型コロナウイルスがあったので閉めていた時期がございます。

◎委員長 分かりました。

◎委員 それ以前の数字はありませんか。新型コロナウイルス感染症の時期だと比較が全くできないと思ひまして。

◎三浦生涯学習課長 今、手元にはないですが、事務報告書というものがございまして、単年度ごとに拾うことは可能でございます。

◎委員 ホームページにもないですか。

◎越スポーツ振興係長 事務報告書としては載ってしまっていて、その中では市の事業が全て掲載していますので、そのうちの生涯学習課のところからは数字は拾えます。

◎委員 なるほど。

◎三浦生涯学習課長 単年度ごとになってしまっています。

◎委員 単年度ごとに見に行かないといけないという感じですか。

◎三浦生涯学習課長 そうです。

◎委員 一覧にはなっていないとなると、新型コロナウイルス感染症前までで割と利用者数は伸びていたという感じなのではないでしょうか。それとも、同じぐらいで推移しているのですか。

◎三浦生涯学習課長 数字は確認していませんけれども、ほぼ横ばい。凸凹はなかったというふうに感じています。

◎委員 伸びていたということも特にないという感じですか。

◎三浦生涯学習課長 そうですね。右肩上がりという状況までは言えないと思ひます。ほぼ横ばいだと思います。

◎委員 利用率という言い方はあまり、分かりづらいのかもしれないけれども、貸館して

も、やっぱり利用してくれている人が少なかったらあまり意味がないのかと思うので。でも、数値化するのはちょっと難しいですかね。どれくらい活用されていたかみたいなどころですね。

◎三浦生涯学習課長 1つの指標となるとすると、やはり開館日数かと思います。そこに何人の利用があったかというところが指標の1つかというふうには思います。

◎委員 新型コロナウイルス感染症の中はあまり比較ができないかとは思いますが、ありがとうございます。

◎委員長 他いかがでしょうか。

私から1つ質問です。B者のほうですが、構成団体の中でサッカーチームの運営会社が入っていますけれども、具体的に指定管理者の中でどういう役割なのですか。

◎三浦生涯学習課長 指定管理者のグループ企業の中の1つということですので、そのグループ企業の中で講座を受け持っていていただくとか、例えば、お子様たちを中心にした講座、親和性が高いサッカークラブの行事とかそういうものは担っていただいています。

先生がおっしゃるようなグループ企業としての位置づけというところについては、私どものほうでも分かりかねます。

◎委員長 それで結構です。

それと、定款で、B者のほうでは資料がひっくり返っていたり、A者のほうは、定款で6ページ以下がないとか、若干不備がありました。これは担当部局の問題ではありませんけれども。

あと、A者もB者もメインとなる企業は、最近黒字にもなっていたということだったということですが、過去を見ると赤字の年度が多いですが、そこら辺は、全体として、経営として大丈夫だろうということであればよろしいということですか。

◎三浦生涯学習課長 はい。

◎委員長 新型コロナウイルス感染症があったので、黒字を求めるのはちょっと酷かと思いますが、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。■■■■委員、どうぞ。

◎委員 先ほどの決算書のA者のほうの話ですが、資料がどうなっているか確認したいのですが、A者の決算報告書のところで、例えば、■■■■年■■■月期の貸借対照表を見ても、前半は計算書類と書いてありますけれども、後半から財務諸表と書いてあり、同じ年度でも貸借対照表の数字が違うため、グループ親会社と子会社のような感じですか。評価するのはどちらでしょうか。

◎委員長 これは要するに、共同事業体の中の別企業です。

◎委員 そういうことですか。

ジョイントベンチャー（以下「JV」という。）で、メイン企業が前半のほうですね。

◎委員長 運営を担当する企業と管理を担当する企業というようになっているのではないかと思います。

◎委員 なるほど。

◎委員長 これは名前が入っていないから、分かりにくいですね。

◎委員 そういう意味では、A者のほうでは、前半の事業者は、過年度遡及とかいろいろあって、もう一つのほうは業績がいいという感じですね。

◎三浦生涯学習課長 お答えするとなると、運営会社と維持管理を担当する会社と別々の決算書をつけているという形になります。

◎委員 J Vで、どうしても企業間でうまくやれるかどうかというところが非常に問題で、うまくいかないと本当にうまくいかない。一応お話ししたと思うのですがけれども、メインの企業はランクが高く、その自治体の実績もある。しかしその企業は係争が何本もあって、判決が出るまでは一応、仕事が取れる状態になっている。

そういう事例もあって、ここだと大きい会社なので、多分そういうことはないとは思いますが、そこが懸念です。ただ、会計処理で過年度遡及をやっていて、大きくマイナス中であるというのであれば、損益計算書自体はきちんと利益も出ていて分かりません。

■■■■年■■月期のほうは、■■■■も、■■■■も計上できていなかったのが、■■■■年■■月だと■■■■が取れるというか、■■■■も取れたりとかするような内容になっているから、多分、会計監査人とかも将来の利益計画とかを見ながらきちんとしているという意味では、良くなっているのかと思います。■■■■を示すことは、要するに、翌期以降の利益が出る見込みを、計画をちゃんと評価されているという意味なので。

貸借対照は、相変わらず悪いのですがけれども、改善傾向にもあるので、大丈夫そうなのかと。やはりJ Vの2者の関係が、協定のところがうまくいっているか、そして、今回が初めてではなくて過去も同じJ Vをやっていたのであれば、あまり心配しなくていいかと思います。過去、この2者でJ Vをやっていたという実績はあるのでしょうか。

◎三浦生涯学習課長 A者のほうは初めての応募でございますので、市として2者でJ Vをやっていたのかどうかというところは分かりかねます。

◎委員 他の自治体での実績があるかどうかというのは、一応調査というか、質問していただいたほうがいいのかとは思いました。

◎三浦生涯学習課長 資料ですと、A者のほうは他市でのスポーツ施設の管理実績というのがございます。

◎委員 実績は分かりますが、この資料でJ Vをやったかどうかというのはどこか分かるのですか。

◎三浦生涯学習課長 この資料しか手元にないので、今回提案の2者でこの指定管理者の実績を持っているかどうかというところまでは分かりかねます。

◎委員 分かりました。

そういう意味では、B者のほうも、財務状況ではまたA者と同じようなことが言えるという感じですかね。なかなか悩ましいですね。

◎委員長 よろしいですか。

それでは、区分3の「サービス向上」について、いかがでしょうか。

委員お願いします。

◎委員 A者ともB者とも、新しい取組というか、そういうものを記載していただいていると思いますが、例えば、AEDを入れますとか、LEDに交換しますとか、ロッカーの修繕をしますとか、そういったところについては指定管理者の裁量で進められるものでしょうか。ここに書いてあることは、裁量で進めていいという形ですかね。それも踏まえて収支予算の中に含まれているはずという形ですかね。

◎三浦生涯学習課長 そのとおりでございます。

◎委員 分かりました。

逆に、応募段階での収支予算に含まれていなかったものについては、例えば、2年目、3年目にやりたいと思っても、当初の予算で組んでいないから、やりたくても実行できないみたいな実態ということなののでしょうか。

◎三浦生涯学習課長 細かな部分は協議になるかと思いますが、大枠はそういうことになりかと思えます。

◎委員 分かりました。

◎委員長 他にいかがでしょうか。

では、私のほうから幾つか質問したいのですが、A者のほうで、11の①の10ページのところですが、プールロッカーの入替えと性的マイノリティーに対応した更衣スペースとあるのですが、ここで、総合体育館・栗山公園健康運動センターとも、プールで使用できないロッカーが多いことが利用の大きな妨げとなっているということで、特に総合体育館の男子ロッカーは設置台数150台のうち60台、女子ロッカー170台のうち30台が故障等で使用できませんとなっているのですが、現状はどうなのですか。

◎三浦生涯学習課長 確かに建てた当時のものが多いので、さびであるとか鍵がいたずらされて壊れてしまっているというのは少なくないと思います。数まで明確に何個かというところまでは数えてございません。その辺りは各方面からご指摘を受けているところでございます。

◎委員長 あと、A者のほうで、シャワーを小金井公園の利用者にも使わせて、総合体育館の利用者も増やそうという発想があるのですが、設備的に可能なのですか。

◎三浦生涯学習課長 人数的にということですかね。

◎委員長 シャワーのある場所やシャワーの数です。

◎三浦生涯学習課長 まず、シャワーの数的には、時間を区切っていけば利用可能かと思えます。ただ、一遍に大人数がいらっしゃると利用し切れないという現状はあると思います。

◎委員長 あと貸館利用者数の関係もありますね。

◎三浦生涯学習課長 そうですね。

◎委員長 それと、開館時間の延長について、これもA者から出ているのですが、これについてはB者のほうはあえて出していないくて、近所からの苦情もあるという表現があるのですが、

過去そういう経緯があったのですか。開館時間をA者のほうは延ばそうという提案があるのですが。

◎三浦生涯学習課長 私は担当して2年ですけれども、開館時間について近隣とトラブルが起きたというところまでは承知してございません。過去、住宅地とかなり近接しているところがございますので、もしかしたら過去にそういうことがあったのかとは思いますが。

◎委員長 開館日数で、休館日は1日にするというのは両方出ているのですけれども、開館時間の延長というのはB者のほうには出ていなくて、A者のほうでは出ています。Bのほうの記述で、開館時間に限ってはないですが、それだけやかましいとか、車の駐車の関係とかであったのだらうと思うのですが。そういうのもあった可能性もあるということですか。

◎三浦生涯学習課長 総合体育館につきましては、特に駐車場についてかなり住宅地と近いところがございますので、そういう可能性が否定し切れなしいと思えます。加えて、スポーツの施設でございますので、終わった後、利用者の方々が結構大きな声で談笑される場面もございますので、そういうところで近隣に御迷惑をおかけしていないかと言われると、疑問に思うところはございます。

◎委員長 新規の事業者は、いろいろな提案をかなり大胆にできるのです。現在の事業者は現在やっているもので、現在の制約の中で提案しなければならないという不利があるのですね。

◎三浦生涯学習課長 慎重になるかもしれません。

◎委員長 分かりました。

それと、もし指定管理者が替わる場合、引継ぎについて、指定管理者が替わりますという利用者の周知というのはどの程度前からやるのですか。

◎三浦生涯学習課長 今まで経験がないので、一概にいつからとは申し上げられませんけれども、影響のない範囲で、なるべく早く市民の皆様にはお伝えしたいと思います。

あと余談ですけれども、担当課として期待いたしますのは、総合体育館、それから栗山公園健康運動センターも、現状現金のみの取扱いなのですね。その部分、提案にもございましたけれども、キャッシュレス化を進めるという提案については、ぜひ実現したいと思ってございます。

◎委員長 一応、両方出ていますね。

◎三浦生涯学習課長 市でも、公共施設についてはキャッシュレス化を進めていこうという取組が進んでございますので、A者でもB者でも、その取組についてはぜひ指定管理者側の負担でお願いしたいと思ってございます。

◎委員長 その他サービスの向上の関係でいかがでしょうか。■■■■委員、お願いいたします。

◎委員 A者のほうで、SNSを活用した広告とか周知とか手段がいろいろ出ていると思います。フェイスブック、X、あと、ユーチューブの動画を作成しますということもですけれども、この辺は事業者任せられるのか、実際にやるとなったら、小金井市のほうで何らかの事前の確認みたいなのはされるのか。この辺りは現実的にはどうでしょうか。

◎三浦生涯学習課長 動画の質もしくはレベルにもよるかと思うのですが、運用を開始する当初の間は、やはり拝見させていただいて、一定チェックをする必要があるかとは考えるところ
です。軌道に乗ってくれば、一定、その辺りのバイパスできる部分もあるかと思いますが、い
きなり野放図にやっつけていいというような話はなかなか難しいと思います。

◎委員 ありがとうございます。

◎委員長 その他いかがでしょうか。

よろしいようでしたら、区分4に進みたいと思います。

区分4の「効率的な運営」についていかがでしょうか。

これも私からまず1点お願いしたいのですが、利用者数ですが、さっき数字をおっしゃっ
ていただいたのですけれども、市としては、2つの施設はまだ利用者数は大分少ないというふう
にお考えですか。どのような評価でおられるのでしょうか。

◎三浦生涯学習課長 総合体育館については、新型コロナウイルス感染症以前と比較すると、
大分復調してきたとは思っておりますので、まだ満足できる数字ではありませんけれども、元
に戻りつつあるかと思えます。加えて、これでも余裕があるというふうには思いますので、も
う少し伸び代があるのではないかと考えるところです。

一方、栗山公園健康運動センターについては、まだ新型コロナウイルス感染症以前まで復調
していませんので、こちらについては、引き続き伸び代があると思っているところでございま
す。

◎委員長 利用者数もあまり多いと、利用者が混雑して思ったように利用できないという苦情
が今度出てくると思うのですけれども、その辺りのレベルでは到底ないということですか。

◎三浦生涯学習課長 そうだと思います。ただ、施設や競技にもよります、会場を占有する
場合、例えば、大体育室でなくて小体育室、あるいは柔道場、剣道場を占有してしまう場合に
は、少しキャパがオーバーしているかと思えますけれども、それも、アリーナを使っていらっ
しゃる方、剣道場を使っていらっしゃる方を含めて人数をカウントしていますので、場所によ
ってはちょっと厳しいというところもあるとは思えます。

◎委員長 いわゆる団体による貸切り利用については、バッティングして落ちてしまうところ
があるのでしょうか。

◎三浦生涯学習課長 そうですね。取り切れないところもございます。

◎委員長 一般の利用については、まだまだ伸び代があるということですね。

◎三浦生涯学習課長 はい。

◎委員長 ほか、区分4の「効率的な運営」の関係いかがでしょうか。

■■■■委員、お願いします。

◎委員 収支予算書をA者とB者と比較して、サマリーというか、2施設総括表を見比べると、
大きくは数字が変わらないのですけれども、A者のほうは指定管理料収入が少しずつ減ります
というような前提で、B者のほうは指定管理料が大体横ばいというような。この違いというの

は何か分かりますか。どういうふうな前提なのかと思ったのですけれども。

◎三浦生涯学習課長 私どものほうから、そこら辺についてはなかなか申し上げにくいので、次の2次審査のところでどういう考え方かというのを伺っていただいたほうがよろしいかと思えます。

◎委員 分かりました。一般的には、A者のほうは効果が出てきて、右肩上がりの計画をつくりたいような気持ちになるのですけれども、逆だと思いました。

指定管理料は、予算とかの関係もあって、だんだん厳しくなるという前提で、楽観シナリオじゃなくて悲観シナリオというか、そういうような厳しい目で見て、利用料を伸ばしていくというような考え方ですかね。

◎富田企画政策課長 指定管理で応募される事業者は、自分たちが運営することの効果によって、利用者が増え利用料収入で賄える部分が大きくなるので、指定管理料に対する比率を下げたいという計画を立てるといった事業者は比較的多いかと思います。

◎委員 事業者としてはやはり、指定管理料収入のところは少なく、市の財政負担があまりなくて、できるだけ貢献しますというようなアピールでしょうか。

◎富田企画政策課長 自分たちに任せてもらえれば、利用者が増えて利用収入が増えていくので、指定管理料のほうは抑えていけるような計算を立てるところをアピールする考え方かと思えます。

◎委員 それは教室等事業収入とかも少しずつ増えていくというのは、多分同じようなことですよね。

◎富田企画政策課長 はい。そのような計画を立てているのではないかと思います。

◎委員 分かりました。そこは実際に面談したときに、どのような施策で本当に効果がありそうかというのをヒアリングすればよろしい感じでしょうか。

◎富田企画政策課長 そうですね。具体的な計画ですとか、他施設での実績などについて詳しくお聞きいただくとよろしいかと思えます。

◎委員 分かりました。ありがとうございます。

◎委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、区分5に進みたいと思います。区分5の「安全で安定的な施設運営の継続的提供」について、この項目について御質疑をお願いいたします。

■委員、お願いします。

◎委員 選定基準の17の適切な職員配置がされということです。A者では正規と非常勤の職員の配置で、B者は正規と臨時職員というふうになっているのですけれども、安全で安定的な運営にするには、できるだけ職員が変わらないほうがいいと思います。非常勤でしたら1年契約とかで固定で、臨時職員、臨時という短期的に変わってしまうようなイメージがあるのですけれども、これは、B者の臨時というのは短期的なことなのではないでしょうか。

◎三浦生涯学習課長 A者の文言の使い方とB者の文言の使い方によって雇用の形態が違うの

か否かについて、私どもではこの状況だと分かりません。大変恐縮ですが、こちら第2次審査のときに伺っていただけますでしょうか。

◎委員 わかりました。

◎委員長 その他いかがでしょうか。

プールの運営ですけれども、プールの水の取替えというのは、年に何回やっているのでしょうか。

◎越スポーツ振興係長 年1回は入替えを行っています。

◎委員長 いつ頃やっているのですか。

◎越スポーツ振興係長 時期は7月頭ぐらいだったかと思います。

◎委員長 あとは、循環だと思うのですが、循環の能力というのは、プールの利用数に見合った能力は十分あるということですか。

◎三浦生涯学習課長 それは法令の定めがございますので、それに基づいてということになります。

◎委員長 他に区分5でいかがでしょうか。もしよろしければ、区分1から区分5の全体を含めたところで何か御質問がありましたらお願いします。

■委員、お願いいたします。

◎委員 質問というか要望ですけれども、代表団体とか構成団体とか分かりづらい。名前も隠してあるということもあって、中身を読んでも分かりづらいので、最初に構成図があるといいのかと思いました。

◎三浦生涯学習課長 J Vの構成図みたいなイメージですね。

◎委員 そうです。複数社で応募することが多いのではないかと思いますので、最初に構成図を描いて、お手数だと思うのですが、工夫していただくと、次回からすごく助かるかなというふうに思いますので、できればというところをお願いいたします。

◎委員長 ■委員、お願いいたします。

◎委員 最初に区分1のところ質問し忘れたのですが、1の「適正な管理運営の確保」の3の個人情報の関係ですが、A者とB者で個人情報の扱いが温度差というか、軽く扱っているような面と、書いているページ数も少ないというのがあるので、その辺りは個人情報は重要だということをA者、B者にも徹底してほしいというお願いです。

◎三浦生涯学習課長 実際に指定管理者として選定された場合には、個人情報に関する取扱いの特記事項ということで約款を結ばさせていただきますので、その中できちんと担保してまいりたいと考えます。

◎委員長 A者のほうですけれども、利益が出た場合には50%還元いたしますと書いてあるのですが、これは手続上可能ですか。

◎三浦生涯学習課長 還元いただくことであれば、手続というよりも成果配分金ということになるかと思いますが、その部分については対応可能でございます。

◎委員長 指定管理でそういった利益が出た場合に還元するという例はあるのですか。

◎三浦生涯学習課長 大体半分ずつですかね。利益総体に対して半分、市のほうで成果配分金を頂くという例はよくあります。

実際、指定管理者として選定された場合には、協定を結ばせていただくことになります。その中で成果配分金の取扱いについてもお約束をさせていただく形になろうかと思えます。

◎委員長 特別なことを言っているわけではないということですね。

◎三浦生涯学習課長 そのとおりです。

◎委員長 分かりました。それはB者が選ばれた場合にも同じということですね。

◎三浦生涯学習課長 協定の中で担保する形になります。

◎委員長 分かりました。

その他いかがでしょうか。

では、以上で本件についての質疑を終了いたします。

ここで採点に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

◎富田企画政策課長 それでは、採点について説明させていただきます。既に委員の皆様には事前評価をお願いしているところがございますが、これまでの質疑等を踏まえ評点を変更する場合には、修正前の評点を二重線で消していただき、新しい評点を丸で囲んでください。なお、用紙の右上の「評定者」のところに委員のお名前の御記入をお願いいたします。

修正が終わられた方につきましては回収いたしますので、よろしければ、順次挙手をいただければと思います。その後、集計させていただきますので、休憩をお願いしたいと思います。

◎委員長 事務局から説明いただきました。

それでは、事務局の説明どおり採点をお願いいたします。なお、事務局の集計が終わるまで休憩といたします。

(休 憩)

◎委員長 それでは、再開いたします。

集計結果について、事務局の報告をお願いいたします。

◎富田企画政策課長 小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の候補者選定の第1次評定、5人の委員の合計点につきまして御報告をさせていただきます。

まず、A者につきまして、総得点は353点となりました。

区分ごとの合計点の報告をいたします。区分1「適正な管理運営の確保」につきましては52点。区分2「事業者の現状と実績」については75点。区分3「サービスの向上」については104点。区分4「効率的な運営」については54点。区分5「安全で安定的な施設運営の継続的提供」につきましては68点となりました。

続いて、B者につきましては、総得点338点となりました。

区分ごとの合計点でございます。区分1、56点。区分2、68点。区分3、99点。区分4、49点。区分5、66点となりました。

以上、合計の点数の多い順はA者、B者となりました。

第1次通過基準が2つございました。1つ目が総得点6割以上。委員5人出席いただいておりますので、300点となりますので、両者とも通過でございます。

2つ目、各区分が4割以上ということになります。区分1が30点、区分2、40点、区分3、60点、区分4、30点、区分5、40点となっております。通過基準につきまして、2者ともこれらの基準を上回りましたことを御報告いたします。

以上となります。

◎委員長 では、事務局からの報告は以上で終わりました。合計点数の高い順にA者、B者でした。

2者とも通過基準を満たしているという報告がございましたので、A者、B者とも第1次審査通過と決定することについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 次に、次第3、その他でございますが、何かございますか。

◎富田企画政策課長 第2次審査について協議をお願いしたいと思います。第2次審査のプレゼンテーションは、第52回の本委員会におきまして、1者当たりのプレゼンテーションを15分、質疑を30分、審査15分の合計60分で行い、パソコンなどの使用を認めることとし、追加資料の配付は認めないことと決定をしております。

また、選定方法につきましては、評価項目、配点、通過基準ともに第1次審査と同様として、候補者からの説明及び質疑を踏まえまして、各委員に再度採点をしていただきます。その結果、点数の一番高い候補者を指定管理者の候補者として選定したいと思います。

その際には、その候補者の特に優れている点と要望などがあれば、要望を上げていただき、意見として付す形となります。

◎委員長 第2次審査について事務局から御提案がありましたが、何か質疑はございますか。

■委員、お願いいたします。

◎委員 本日採点した点数ですけれども、これは持ち越しになるのですか。それとも次回の審査のときに見ながら、この点数を補正するイメージですか。

◎富田企画政策課長 そのまま見ながら、質疑などを踏まえて修正をしていただく形になります。評点表につきましては、本日お預かりするかと思いますが、また次回のときにはお配りします。

◎委員 分かりました。

◎富田企画政策課長 次回のときには、修正した箇所が分かるように、赤いペンや赤鉛筆などで御修正いただくように御案内をいたします。

◎委員 分かりました。ありがとうございます。

◎委員長 その他はよろしいですか。

説明のとおり第2次審査を行うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎委員長 では、そのとおり決定いたします。

他に何かございますか。

◎富田企画政策課長 次回の委員会開催日についてでございます。日程につきまして事前に調整をさせていただきました。御協力いただきまして、ありがとうございます。次回、10月9日水曜日の午前10時から、場所は小金井市役所本庁舎になります。3階の第1会議室で、議題が本日同様、「小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センターの指定管理者の候補者の選定について」の第2次審査となります。

本日の第1次審査を通過した候補者にお越しいただき、プレゼンテーションをしてもらうこととなります。この第2次審査についてですが、各者の呼出し時間につきましては、10時5分からをA者、11時10分からB者といたしたいと考えております。

◎委員長 日程について事務局から説明がありました。これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 異議なしと認めます。日程につきましては、そのように決定いたします。

その他何かございますか。特にないようでございます。

以上で本日の議事は全て終了でございます。これをもって閉会といたします。

(午前11時47分閉会)